

個人に支払われる預貯金の利子などについては、一律15.315%、このほか地方税5%の税率により所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われ、この源泉徴収だけで納税が完結する源泉分離課税制度が適用されています。

しかし、次の①及び②に掲げる障害者等の少額貯蓄非課税制度においては、身体障害者手帳等の交付を受けている方、遺族基礎年金などを受けている妻、寡婦年金を受けている方など（以下「障害者等」といいます。）に該当する方は、それぞれ元本等が350万円までの利子等について非課税となります。

① 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）

② 障害者等の少額公債の利子の非課税制度（特別マル優）

非課税の適用を受けるためには、所定の申告書等を金融機関等に提出するとともに身体障害者手帳や年金証書などの公的書類を提示して、氏名、生年月日、住所及びマイナンバー（個人番号）並びに障害者等に該当する旨を告知し、確認を受けなければなりません。